

○甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱

平成16年10月1日

告示第22号

改正 平成20年10月31日告示第77号

平成23年10月1日告示第55号

平成25年2月19日告示第4号

平成28年3月31日告示第34号

令和3年3月22日告示第21号

令和3年10月1日告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域社会の健全な発展に資するため、市内の区、自治会又はその構成する連合会（以下「自治会等」という。）が自主的に建設する自治ハウス等に要する経費に対し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号。以下「規則」という。）に基づき予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示に定める「自治ハウス等」とは、自治会等で地域連帯感に支えられ豊かな生活を営む場として、地域社会活動の促進を図るために設置する施設をいう。

2 「自治ハウス」とは、自治会等が現に所有し、又は新築、購入しようとする施設をいう。

3 「自治会」とは、市内の区又は市内会をいう。

4 「連合会」とは、2以上の区が構成する連合体をいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条に規定する補助対象となる事業（以下「事業」という。）、経費及び補助率は、別表第1のとおりとし、事業の申請は、1年度内に1回限りとする。

(事業計画協議書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、自治ハウス等整備事業計画協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の内定)

第5条 市長は、前条の規定による協議書を受理したときは、その内容を審査し、事業として適当と認めたときは、速やかに補助金の額の内定を行い、協議書を提出した自治会等に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は事業の名称、内容及びその他必要な事項を記載した自治ハウス等整備事業補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 連合会を構成して補助金の交付申請をする者は、自治ハウス等建設連合会代表者届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付の決定を行い自治ハウス等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、自治会等に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第8条 自治会等は、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ書面をもって市長の承認を受けなければならない。

(事業の繰越)

第9条 自治会等は、事業が申請年度内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、自治ハウス等整備事業繰越承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは繰越しを承認し、その旨を自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 自治会等は、事業を完了したときは、その実績について、自治ハウス等整備事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自

治会等に通知するものとする。

（決定通知の取消し）

第 12 条 市長は、補助金の決定をした場合においてもその後の事情により特別の事情が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 補助金の交付を受けた自治会等は、補助金の交付に係る施設及び財産を市長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供してはならない。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の水口町自治ハウス等整備事業補助金交付要綱（平成 12 年水口町告示第 38 号）、土山町自治ハウス整備事業費補助金交付要綱（昭和 52 年土山町告示第 6 号）、甲南町自治ハウス設置事業費補助金交付要綱（平成 12 年甲南町告示第 34 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成 20 年告示第 77 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、第 4 条の規定に基づく事業計画協議書を提出した団体の事業の補助率は、第 3 条の規定にかかわらず、従前のとおり 2 分の 1 とする。

3 平成 23 年 3 月 31 日までに、第 4 条の規定に基づく事業計画協議書を提出し

た団体の補助対象事業は、第3条の規定にかかわらず、従前のおり既存施設の便所及び台所について、下水道工事等による改修及び主要構造部（建築基準法第2条第5項に規定する壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の大規模改修を含むものとする。

付 則（平成23年告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年告示第4号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年告示第34号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年告示第21号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年告示第90号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業、補助対象経費及び補助率

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
建物建築・購入	① 自治ハウスの建築に対する事業（既存施設の増築改修に要する経費は対象としない。また、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費、事務費等は対象としない。）	① 延床面積は、120m ² を限度とする。 延床面積×構造別建築単価（鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については、169,000円/m ² 、その他については、143,000円/m ² ）。ただし、建築に要した実費用を延べ床面積で除した額（以下「実建築単価」という。）が上記の建築単価を下回る場合は実建築単価とする。	補助対象経費の3分の1
	② 自治ハウス購入に対する事業	② 延床面積は、120m ² を限度とする。 延床面積×建築単価×経年減点補正率	

		「経年減点補正率」は、別表第2に定める「自治ハウス整備事業に係る経年減点補正率」による。ただし、上記金額が購入に要した実費用額を上回る場合は、購入に要した実費用額（120m²を限度とする。）とする。	
自治ハウス改造修	① 自治ハウス等のバリアフリー化改造整備に対する事業 ② 自治ハウス等の耐震補強改造整備に対する事業 ただし、昭和56年5月31日以前着工の建物で、避難所として指定されており、必要なバリアフリー化が既に施されているか、耐震補強改造に併せて施されるもの。	① 1,000千円を超え2,000千円を限度とする。 ② 次に掲げる工事に係る費用 ア 木造 耐震診断の結果、上部構造評点等が1.0未満と診断された建物の上部構造評点等を1.0以上に引き上げる工事 イ 非木造 倒壊又は大破壊の危険があると診断された建物を安全と思われる状態にする工事 木造、非木造ともに、1,000千円を超え3,000千円を限度とする。 耐震補強改造に併せてバリアフリー化を施す場合は、上記①を加算する。 ただし、既存施設の解体、撤去及び事務費、備品購入に要する経費を除く。	補助対象経費の3分の1
耐震診断	耐震診断に要する経費 ただし、昭和56年5月31日以前着工の建物であること。 診断は、住宅耐震診断士が行う一般	木造の場合50千円、非木造の場合は250千円を限度する。	補助対象経費の3分の1

診断又は精密診断とする。	
--------------	--

別表第 2（第 3 条関係）

経年減点補正率

木造								非木造									
延床面積 1. 0 m ² 当たり再建築費評 点数別区分								構造別区分									
3 4, 0 0 0 点未 満		3 4, 0 0 0 点以 上 5 6, 0 0 0 点 未満		5 6, 0 0 0 点以 上 8 8, 0 0 0 点 未満		8 8, 0 0 0 点以 上		鉄骨鉄筋 コンクリ ート造、 鉄筋コン クリート 造		れんが 造、コン クリート ブロック 造及び石 造		鉄骨造 (骨格材 の肉厚が 4 mmを超 えるも の)		鉄骨造 (骨格材 の肉厚が 3 mmを超 え 4 mm以 下のも の)		鉄骨造 (骨格材 の肉厚が 3 mm以下 のもの)	
経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率	経 過 年 数	経年 減点 補正 率
0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0	0 ～ 1	1. 0 0 0
1	0. 9 7 3	1	0. 9 8 0	1	0. 9 8 4	1	0. 9 8 9	1	0. 9 8 8 6	1	0. 9 8 4 0	1	0. 9 8 4 0	1	0. 9 8 0 0	1	0. 9 7 3 3
2	0. 9 2 0	2	0. 9 6 0	2	0. 9 6 8	2	0. 9 7 7	2	0. 9 7 7 1	2	0. 9 6 8 0	2	0. 9 6 8 0	2	0. 9 6 0 0	2	0. 9 4 6 7
3	0. 8 6 7	3	0. 9 2 0	3	0. 9 3 6	3	0. 9 5 4	3	0. 9 6 5	3	0. 9 5 2	3	0. 9 5 2	3	0. 9 4 0	3	0. 9 2 0

									7		0		0		0		0
4	0 . 8 1 3	4	0 . 9 0 0	4	0 . 9 2 0	4	0 . 9 4 3	4	0 . 9 5 4 3	4	0 . 9 3 6 0	4	0 . 9 3 6 0	4	0 . 9 2 0 0	4	0 . 8 9 3 3
5	0 . 7 6 0	5	0 . 8 6 0	5	0 . 8 8 8	5	0 . 9 2 0	5	0 . 9 4 2 9	5	0 . 9 2 0 0	5	0 . 9 2 0 0	5	0 . 9 0 0 0	5	0 . 8 6 6 7
6	0 . 7 0 7	6	0 . 8 4 0	6	0 . 8 7 2	6	0 . 9 0 9	6	0 . 9 3 1 4	6	0 . 9 0 4 0	6	0 . 9 0 4 0	6	0 . 8 8 0 0	6	0 . 8 4 0 0
7	0 . 6 5 3	7	0 . 8 0 0	7	0 . 8 4 0	7	0 . 8 8 6	7	0 . 9 2 0 0	7	0 . 8 8 8 0	7	0 . 8 8 8 0	7	0 . 8 6 0 0	7	0 . 8 1 3 3
8	0 . 6 0 0	8	0 . 7 8 0	8	0 . 8 2 4	8	0 . 8 7 4	8	0 . 9 0 8 6	8	0 . 8 7 2 0	8	0 . 8 7 2 0	8	0 . 8 4 0 0	8	0 . 7 8 6 7
9	0 . 5 4 7	9	0 . 7 4 0	9	0 . 7 9 2	9	0 . 8 5 1	9	0 . 8 9 7 1	9	0 . 8 5 6 0	9	0 . 8 5 6 0	9	0 . 8 2 0 0	9	0 . 7 5 0 0
1	0 . 4 0 9 3	1	0 . 7 0 2 0	1	0 . 7 0 7 6	1	0 . 8 0 4 0	1	0 . 8 0 8 5 7	1	0 . 8 0 4 0 0	1	0 . 8 0 4 0 0	1	0 . 8 0 0 0 0	1	0 . 7 0 3 3 3
1	0 . 4 1 4 0	1	0 . 6 1 8 0	1	0 . 7 1 4 4	1	0 . 8 1 1 7	1	0 . 8 1 7 4 3	1	0 . 8 1 2 4 0	1	0 . 8 1 2 4 0	1	0 . 7 1 8 0 0	1	0 . 7 1 0 6 7
1	0 . 3 2 8 7	1	0 . 6 2 6 0	1	0 . 7 2 2 8	1	0 . 8 2 0 6	1	0 . 8 2 6 2 9	1	0 . 8 2 0 8 0	1	0 . 8 2 0 8 0	1	0 . 7 2 6 0 0	1	0 . 6 2 8 0 0
1	0 . 3	1	0 . 6	1	0 . 6	1	0 . 7	1	0 . 8	1	0 . 7	1	0 . 7	1	0 . 7	1	0 . 6

3	3 3	3	2 0	3	9 6	3	8 3	3	5 1 4	3	9 2 0	3	9 2 0	3	4 0 0	3	5 3 3
1 4	0 . 3 0 7	1 4	0 . 6 0 0	1 4	0 . 6 8 0	1 4	0 . 7 7 1	1 4	0 . 8 4 0 0	1 4	0 . 7 7 6 0	1 4	0 . 7 7 6 0	1 4	0 . 7 2 0 0	1 4	0 . 6 2 6 7
1 5	0 . 2 8 0	1 5	0 . 5 6 0	1 5	0 . 6 4 8	1 5	0 . 7 4 9	1 5	0 . 8 2 8 6	1 5	0 . 7 6 0 0	1 5	0 . 7 6 0 0	1 5	0 . 7 0 0 0	1 5	0 . 6 0 0 0
1 6	0 . 2 5 3	1 6	0 . 5 4 0	1 6	0 . 6 3 2	1 6	0 . 7 3 7	1 6	0 . 8 1 7 2	1 6	0 . 7 4 4 0	1 6	0 . 7 4 4 0	1 6	0 . 6 8 0 0	1 6	0 . 5 7 3 3
1 7 以上	0 . 2 0 0	1 7	0 . 5 0 0	1 7	0 . 6 0 0	1 7	0 . 7 1 4	1 7	0 . 8 0 5 7	1 7	0 . 7 2 8 0	1 7	0 . 7 2 8 0	1 7	0 . 6 6 0 0	1 7	0 . 5 4 6 7
		1 8	0 . 4 8 0	1 8	0 . 5 8 4	1 8	0 . 7 0 3	1 8	0 . 7 9 4 3	1 8	0 . 7 1 2 0	1 8	0 . 7 1 2 0	1 8	0 . 6 4 0 0	1 8	0 . 5 2 0 0
		1 9	0 . 4 4 0	1 9	0 . 5 5 2	1 9	0 . 6 8 0	1 9	0 . 7 8 2 9	1 9	0 . 6 9 6 0	1 9	0 . 6 9 6 0	1 9	0 . 6 2 0 0	1 9	0 . 4 9 3 3
		2 0	0 . 4 2 0	2 0	0 . 5 3 6	2 0	0 . 6 6 9	2 0	0 . 7 7 1 4	2 0	0 . 6 8 0 0	2 0	0 . 6 8 0 0	2 0	0 . 6 0 0 0	2 0	0 . 4 6 6 7
		2 1	0 . 3 8 0	2 1	0 . 5 0 4	2 1	0 . 6 4 6	2 1	0 . 7 6 0 0	2 1	0 . 6 6 4 0	2 1	0 . 6 6 4 0	2 1	0 . 5 8 0 0	2 1	0 . 4 4 0 0
		2 2	0 . 3 6 0	2 2	0 . 4 8 8	2 2	0 . 6 3 4	2 2	0 . 7 4 8	2 2	0 . 6 4 8	2 2	0 . 6 4 8	2 2	0 . 5 6 0	2 2	0 . 4 1 3

							6		0		0		0		3
2	0.3	2	0.4	2	0.6	2	0.7	2	0.6	2	0.6	2	0.5	2	0.3
3	20	3	56	3	11	3	37	3	32	3	32	3	40	3	86
							2		0		0		0		7
2	0.2	2	0.4	2	0.6	2	0.7	2	0.6	2	0.6	2	0.5	2	0.3
4	80	4	40	4	00	4	25	4	16	4	16	4	20	4	60
							7		0		0		0		0
2	0.2	2	0.4	2	0.5	2	0.7	2	0.6	2	0.6	2	0.5	2	0.3
5	40	5	08	5	77	5	14	5	00	5	00	5	00	5	33
							3		0		0		0		4
2	0.2	2	0.3	2	0.5	2	0.7	2	0.5	2	0.5	2	0.4	2	0.3
6	00	6	92	6	66	6	02	6	84	6	80	6	80	6	06
以上							9		0		0		0		7
		2	0.3	2	0.5	2	0.6	2	0.5	2	0.5	2	0.4	2	0.2
		7	60	7	43	7	91	7	68	7	68	7	60	7	80
							4		0		0		0		0
		2	0.3	2	0.5	2	0.6	2	0.5	2	0.5	2	0.4	2	0.2
		8	44	8	32	8	80	8	52	8	52	8	40	8	53
							0		0		0		0		4
		2	0.3	2	0.5	2	0.6	2	0.5	2	0.5	2	0.4	2	0.2
		9	12	9	09	9	68	9	36	9	36	9	20	9	26
							6		0		0		0		7
		3	0.2	3	0.4	3	0.6	3	0.5	3	0.5	3	0.4	3	0.2
		0	96	0	97	0	57	0	20	0	20	0	00	0	00
							2		0		0		0	以上	0
		3	0.2	3	0.4	3	0.6	3	0.5	3	0.5	3	0.3		
		1	80	1	74	1	45	1	04	1	04	1	80		

					7		0		0		0	
3	0 . 2	3	0 . 4	3	0 . 6	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 3	
2	6 4	2	6 3	2	3 4	2	8 8	2	8 8	2	6 0	
					3		0		0		0	
3	0 . 2	3	0 . 4	3	0 . 6	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 3	
3	4 8	3	4 0	3	2 2	3	7 2	3	7 2	3	4 0	
					9		0		0		0	
3	0 . 2	3	0 . 4	3	0 . 6	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 3	
4	3 2	4	1 7	4	1 1	4	5 6	4	5 6	4	2 0	
					4		0		0		0	
3	0 . 2	3	0 . 3	3	0 . 6	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 3	
5	0 0	5	9 4	5	0 0	5	4 0	5	4 0	5	0 0	
以					0		0		0		0	
上												
		3	0 . 3	3	0 . 5	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 2	
		6	7 2	6	8 8	6	2 4	6	2 2	6	8 0	
					6		0		0		0	
		3	0 . 3	3	0 . 5	3	0 . 4	3	0 . 4	3	0 . 2	
		7	4 7	7	7 7	7	0 8	7	0 8	7	6 0	
					2		0		0		0	
		3	0 . 3	3	0 . 5	3	0 . 3	3	0 . 3	3	0 . 2	
		8	2 5	8	6 5	8	9 2	8	9 4	8	4 0	
					7		0		0		0	
		3	0 . 3	3	0 . 5	3	0 . 3	3	0 . 3	3	0 . 2	
		9	0 3	9	5 4	9	7 6	9	7 6	9	2 0	
					3		0		0		0	
		4	0 . 2	4	0 . 5	4	0 . 3	4	0 . 3	4	0 . 2	
		0	8 0	0	4 2	0	6 0	0	6 0	0	0 0	
					9		0		0	以	0	

								上	
4 1	0.2 57	4 1	0.5 31 5	4 1	0.3 44 0	4 1	0.3 42 0		
4 2	0.2 34	4 2	0.5 20 0	4 2	0.3 28 0	4 2	0.3 28 0		
4 3	0.2 23	4 3	0.5 08 6	4 3	0.3 12 0	4 3	0.3 14 0		
4 4 以上	0.2 00	4 4	0.4 97 2	4 4	0.2 96 0	4 4	0.2 96 0		
		4 5 7	0.4 85 7	4 5	0.2 80 0	4 5	0.2 80 0		
		4 6 3	0.4 74 3	4 6	0.2 64 0	4 6	0.2 62 0		
		4 7 9	0.4 62 9	4 7	0.2 48 0	4 7	0.2 48 0		
		4 8 5	0.4 51 5	4 8	0.2 32 0	4 8	0.2 34 0		
		4 9 0	0.4 40 0	4 9	0.2 16 0	4 9	0.2 16 0		

5	0 . 4	5	0 . 2	5	0 . 2
0	2 8	0	0 0	0	0 0
	6	以	0	以	0
		上		上	
5	0 . 4				
1	1 7				
	2				
5	0 . 4				
2	0 5				
	7				
5	0 . 3				
3	9 4				
	3				
5	0 . 3				
4	8 2				
	9				
5	0 . 3				
5	7 1				
	5				
5	0 . 3				
6	6 0				
	0				
5	0 . 3				
7	4 8				
	6				
5	0 . 3				
8	3 7				
	2				
5	0 . 3				

[illegible]

								6	0 . 2							
								9	1 1							
									5							
								7	0 . 2							
								0	0 0							
								以	0							
								上								

様式第1号(第4条関係)

年度自治ハウス等整備事業計画協議書

区 分		1 建築等	2 用 地	市町村名	
1 自治会等	(1) 名 称				
	(2) 規 模	世帯数	世帯	人口	人
	(3) 集 会 所 の 有 無	有(建築年)			無
2 事業内容	(1) 設 置 場 所				
	(2) 構 造	造 建			
	(3) 建 築 面 積 ・ 延 床 面 積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	(4) 用 地 購 入 面 積 補助対象面積(A)	m ² (建築面積÷建ぺい率)		m ²	(建ぺい率 %)
	(5) 予 定 工 期	年 月 日 ~		年 月 日	
3 事業費	(1) 建 築 等	総事業費 千円 (補助対象事業費(B) 千円) (補助対象外事業費 千円)			
	(2) 用 地	購入予定価格 千円(購入単価(C) 千円/m ²) (補助対象事業費(D) (A×C) 千円) (補助対象外事業費 千円)			
4 財源内訳	(1) 補助金	建築等	市町村補助金(E) (うち県補助金)	(千円 千円) ※E×1/2又はB×1/3のいずれか少ない方の額 た だし上限500万円	
		用地	市町村補助金(F) (うち県補助金)	(千円 千円) ※F×1/2又はD×1/3のいずれか少ない方の額 た だし上限400万円	
	(2) 自己資金(積立金、賦課金等)	千円			
	(3) 借 入 金	千円			
	(4) そ の 他 (寄 附 金 等)	千円			
5 利用計画					

注 (1) 面積は小数点第1位未満切捨て、金額は1,000円未満切捨てとする。

(2) 添付書類

・位置図 ・平面図 ・丈量図(用地取得の場合) ・事業費の内訳の分かる資料

様式第2号(第6条関係)

年度自治ハウス等整備事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名(自治会等の名称
及び代表者の氏名)

年度において、自治ハウス等整備事業について、自治ハウス等整備事業補助金
円を交付されるよう、甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱第6
条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 工事等見積書
- 4 その他市長が特に必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

年度〇〇自治ハウス等建設連合会代表者届

〇〇自治ハウス等を建設するため、下記の者をこの連合会の代表者に決定しましたからお届けします。

年 月 日

記

〇〇自治ハウス等建設連合会代表者
住 所
氏 名

甲賀市長 あて

〇〇自治ハウス等建設連合会構成員
〇〇自治会長 氏 名
〃 氏 名
〃 氏 名

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年度自治ハウス等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付申請のあった事業補助金については、甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱第7条により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号により申請のあった補助事業で、その内容は申請書記載のとおりである。
- 2 補助事業に要する補助金の額は、次のとおりである。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の実施については、甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ書面でもって市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業の実績について事業完了後速やかに、補助事業実績報告書を提出しなければならない。
 - (4) 補助事業者は、一定の帳簿を備え、これに補助事業に係る収支の状況を記入し、保存しなければならない。

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

甲賀市長 あて

住 所
氏 名(自治会等の名称
及び代表者の氏名)

年度自治ハウス等整備事業繰越承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記の事業について、別紙事業繰越調書の
のとおり事業繰越をしたいので、承認されるよう甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱第9条の
規定に基づき申請します。

別紙

年度自治ハウス等整備事業繰越調書

1 繰越明細

事業名	申請時の計画			年度内完成予定高				翌年度繰越予定額			備考
	総事業費	補助対象事業費	補助金の額	補助対象事業費に係る実支出額	出来高及び確定日	補助対象事業費	補助金の額	補助対象事業費	補助金の額	事業完了予定日	
		A	B	C	$C/A=D$	$A*D=E$	$B*D=F$	$A-E=G$	$B-F=H$		
					出来高						
					確定日						

(付表) 工 程 表

工 程	月				月				月			
	(10日)	(20日)			(10日)	(20日)			(10日)	(20日)		

2 繰越しの理由(繰越しを必要とする理由を具体的に記載すること。)

様式第6号(第10条関係)

年度自治ハウス等整備事業実績報告書

第 号
年 月 日

甲賀市長 あて

住所

氏名(自治会等の名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で自治ハウス等整備事業補助金の交付の決定の
通知があった 年度自治ハウス等整備事業については、甲賀市自治ハウス整備事業等補
助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支精算書
- 3 完成写真
- 4 支払関係書類(領収証写し等)
- 5 その他補助事業に関係すると認められる書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）